

1. 背景と目的

(1) 背景

船橋市は、高度成長期以降の東京都市圏の人口増加の影響を受け、住宅団地の建設ラッシュなど、急速に市街地が拡大してきました。そのため、良好なまちなみを整えるといった住環境や景観の質よりも需要を満たすための量の供給に重点が置かれてきた側面があります。さらに、開発などにより、かつては豊かにひろがっていた森林、斜面林や農地など、市内の貴重なみどりが減少しつつあります。また、船橋市は中核市として、交通・産業機能などが高度に集積しているほか、大規模なレクリエーション施設などの都市施設も集積し、県内あるいは県外からも多くの人々が訪れています。しかし、こうした拠点的な施設においては、船橋市の顔として誇れるような、あるいは船橋市に愛着を持っていただけるような景観形成は行われてきませんでした。

こうした状況のなか、船橋市では、これまで『船橋市総合計画』『船橋市都市計画マスタープラン』『船橋市環境基本計画』『船橋市緑の基本計画』などの諸計画に基づき、景観形成の取り組みを推進してきました。また、『船橋市環境共生まちづくり条例』(平成7年6月27日条例第21号)に基づき、開発にあたり、景観に配慮したまちづくりの観点から指導を行ってきたほか、『船橋市屋外広告物条例』(平成14年12月27日条例第60号)に基づき、屋外広告物の表示に関する指導を行ってきました。

ところが、景観に関する基本的・総合的な計画がないこと、法や条例に基づく実効性の高い景観面の規制・誘導方策がないこと、さらに、景観審議会などの第三者機関や景観形成を中心的に担う庁内組織などが整えられていないことなどにより、これまでの景観形成の取り組みは、十分な成果を挙げているとは言い難い状況にあります。

また、市民や事業者においても、これまで機能性や効率性が優先されてきた社会のなかで、日々の暮らしにおいて、必ずしも景観形成に対する意識を共有し、相互に連携して主体的な景観形成の取り組みを進めてきたとは言い難い状況にあります。

こうしたなか、平成16年6月、我が国で初めて景観についての総合的な法律である『景観法』(平成16年6月18日法律第110号、以下「法」という。)が制定されました。都道府県や市町村などの景観行政団体は、法に基づく『景観計画』を策定することで、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法に基づく様々な仕組みを活用することが可能となり、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、さらに個性的で活力ある地域社会の実現に向けた様々な取り組みが、全国各地で始まっています。

中核市である船橋市は、法の施行と同時に景観行政団体となりました。すなわち、船橋市においても、景観計画の策定により、市民・事業者・行政が協働して、法の諸制度を活用した主体的な景観形成の取り組みを推進することが求められています。

景観行政団体とは...

法に基づいて、景観計画策定等、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、景観行政を担う主体となる団体です。船橋市は、中核市であることから、法の施行と同時に法に基づく景観行政団体に位置づけられています。

(2) 景観とは

「景観」とは、対象物である風景としての「景」と、それを見る人の価値観としての「観」から構成された言葉と言えます。風景としての「景」とは、森林、河川、動植物といった自然風景や、自然と人間とが相互に働きかけてできた田園や里山の風景、都市や農村集落といった人工物の風景、人々の暮らしや活動の賑わいといった人の風景、以上の3つの要素から構成されていると定義できます。一方、「観」とは、それを人が主体的にどのように見るか、その人の見る目、意識の部分を指しています。同じ風景を見ていても、見る目を持っていなければ、その風景を感じ、十分理解することはできません。したがって、この「観」を育てることもまた重要なことです。

良好な風景を形成していくためには、行政や事業者をはじめ、そこに暮らす住民が景観を意識し、きれいに保つようにしつらえるなど、積極的に景観づくりに関わるのが大切です。船橋市の景観形成を担う私たちが、地域の特性について理解を深め、地域に愛着や誇りを持てるようになるとき、風景を見る目が養われたことを表していると言えます。



(3) 目的

船橋市は、臨海部から下総台地に至るまで、起伏に富んだ自然地形に恵まれています。また、江戸時代以来のまちの歴史や文化が、市内の各所に息づいています。こうした豊かな自然地形の骨格や歴史・文化の蓄積が、多様な景観特性として表れ、それらは、船橋市に暮らす人々の日々の生活のなかで育まれてきました。

このような船橋市らしさの表れた景観は、人々の心に受け継がれてきた共有の財産であり、暮らしに潤いと豊かさを与え、船橋市に住みたい、住み続けたいという地域への愛着・誇りを醸成します。

そこで、船橋市は、船橋市総合計画の基本理念や船橋市都市計画マスタープランの理念である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現に向けて、市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し、次世代へと受け継いでいくために、法に基づく景観計画を策定し、市民・事業者・行政が協働して、総合的に景観形成の取り組みを推進します。

景観計画の策定により、景観形成に取り組む仕組みや枠組みが整います。この景観計画を出発点として、市民・事業者・行政が協働して取り組みを積み重ね、次世代へと受け継ぐ共有の財産として、船橋市の景観を育てていくことが大切です。